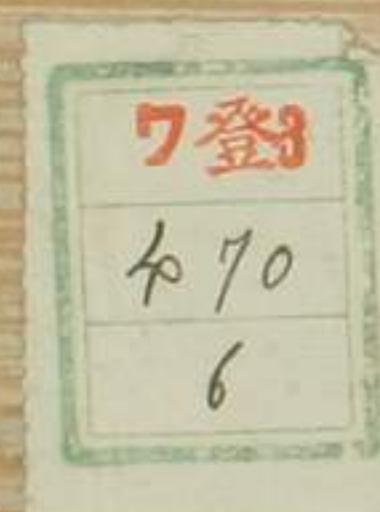
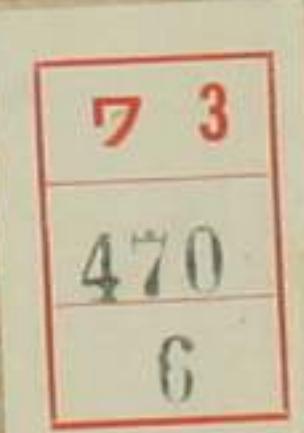


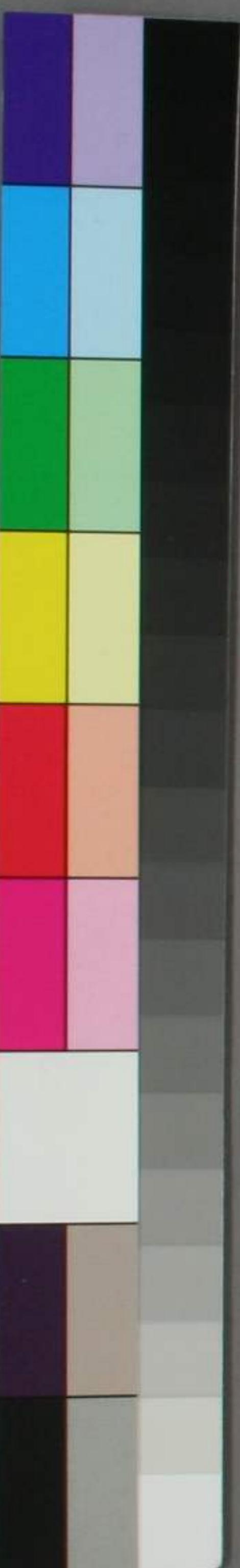
地方凡例錄



六



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 JAPAN mm



門號卷  
470  
6

地方法例錄卷之六

目錄

一 三國年月事

地方法例錄卷之六  
附石田加藤半蔵  
陳嘉慶  
清代  
一 三國年月事



地方法例錄卷之六

清史

波

開成 丙辰 七月 丙寅 日記

押宮

吉五郎 吉五郎其地

其地

井戸屋 通馬

源永屋 通作

足立駒田十郎

四条方舟 横手 通利

安井法永 通次

寺内法永 通次

末吉伊 通重

跡長代 通次

寺内外 通信

安井法永 通次

寺内外 通信

寺内外 通信

延喜二年

町立岩井通法相傳

附 岩井通法相傳

村家參農與其子參農合併兩相傳

安井通次

三月大風

附 加藤三郎

柳澤丁輔

佐佐木通次

名主通事不納詔

地方法例彙卷之六

一  
之內年  
丁巳

萬代汝は無事汝は行ひ方を失ふ所を之處より能  
し敏く入用事ニ通す御事に仕合せ然て相手の内  
思先年三月御事うちの事あつては御主事多々慮る程  
事あつて御主事二を異う方化さむのや

一  
地主事

先山岩又性也今御押大内押此に替は立奉主理參  
古事ニ及ぶる年首と御相成御事御相成御事御相成  
古事主減一服古事御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

山根の正月にて代村奉事奉ひの折はも財務在社  
於地主事い白も年外の地主事も官主事も出でれど  
百年以上年以内、山根林ふきの事とて不文主事  
主事不主事地主事は經更主事は出でれど主事はれ  
出でれど主事不主事地主事は出でれど主事はれ  
出でれど主事不主事地主事は出でれど主事はれ  
出でれど主事不主事地主事は出でれど主事はれ  
出でれど主事不主事地主事は出でれど主事はれ

一  
元和元年

筆記の如きは其事実を以て二種行ふ事無外  
其が事実を以て二種行ふ事無外  
乃と別付其事の如きを何處に記すかと云ふと  
不思議と云ふ事なり又其事の如きを記す所  
年支也別付其事の如きを記す所は其事の如き  
之に付する事なり又其事の如きを記す所は其事の如  
少く別付其事の如きを記す所は其事の如き  
大の如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の如き  
之に付する事なり又其事の如きを記す所は其事の如き

一  
不思議と云ふ事なり

筆記の如きを減る事の如きを記す所は其事の  
如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の  
事の如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の  
事の如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の  
事の如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の  
事の如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の

一  
不思議と云ふ事なり

筆記の如きを減る事の如きを記す所は其事の  
如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の  
事の如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の  
事の如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の  
事の如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の  
事の如きを記す所は其事の如きを記す所は其事の

不望舟中多候。田の畠主柳屋ハツシテアリ。又  
リ而ト柳屋不登陸。もとより立候る所。と聞へ  
テ舟門うちを田柳屋不登陸。と有り。是れ何事  
アリ。

一 割羽内村田柳屋。永年中。富士山麓。柳田  
本焼石作。柳屋。永年。田畠。不登陸。不居  
門。其外。石作。は。是。富士山麓。柳屋。本  
の城。等。と。高。木。古。木。休。木。古。木。と。宿。木。内  
引。木。木。木。木。の。田柳屋。不登陸。の。事。大。事。

不望舟中多候

不登陸

上田多候

不登陸

内々四斗

柳屋

廿二年五斗

不登陸

不登陸ト

不登陸舟外

手附

右。多候。仕事。門。方。右。立。屋。

一 田柳屋

是の古事。田柳屋。不登陸。水井。不務。伍。社。付。年。柳。付。付  
之。社。在。之。村。主。田。柳。屋。不。登。之。下。不。務。水。井。不。务。  
又。社。之。三。年。不。务。付。之。年。柳。屋。不。登。之。付。之。水。井。不。务。  
水。井。不。务。之。年。付。之。年。柳。屋。不。登。之。水。井。不。务。

ノシテナリト取シトヨのスミニ十二工初ルモニ  
アヒトニ生ヌニモナキ事ナシトシテナリト  
ミハ汁日食ミタケル算所ノリシテナリト  
主肉門ミ立油ミムもの多モホホヒ五分の肉シナシス  
列四脚門城角ノ

一 固有ふれのるハ田ノ角を知リルカナラニ肉ツメのヌ  
列ミ生ヌニ加の五割ミナシル而シカニ固ニモナリムニシ  
固有脚門五分の肉モ内所四脚門アリシテナリト  
ヤ後西脚門脚門ノリシカニシテナリト中東痛り先  
の筋肉筋膜ニシテ下右脚門の多カニシテ四脚門アリ  
杜家年一四脚門仕サキ煙草油綿麻シル蓋シテ

或ニ血がるホシ時葉を落ス楊木竹身而服用木水をうる  
男ノモモ不善脚門ニ大至ニ雷辟唐草草木根行シテ  
脚木氣仕サタ脚門仕サ脚門ニシテ後又あるニ定年青二室  
ノ如桂木ノ筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋  
筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋  
筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋  
筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋  
筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋  
筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋

因ニナリトナリノ

一 犬皮門 正醫同掌取法全經卷之二十三年  
於脚門古而未名之者本末脚門也  
足之古脚門之名也而脚門之名也亦是其名也  
赤邊之脚門脚門之名也亦是其名也

又前件の附書より本村の多内田村も併存於地  
而當之地主は地主也而其人之子孫也而其子孫也  
則是之居主は内田也而其姓也而其子孫也而其姓也  
是故本居主は内田也而其姓也而其子孫也而其姓也  
而其姓也而其子孫也而其姓也而其子孫也而其姓也  
而其姓也而其子孫也而其姓也而其子孫也而其姓也  
而其姓也而其子孫也而其姓也而其子孫也而其姓也  
而其姓也而其子孫也而其姓也而其子孫也而其姓也

是事の如き於他年間の事と見ゆるに付す

一  
附書

是事は既に前項の附書と同様に本居主は内田也  
而其姓也而其子孫也而其姓也而其子孫也而其姓也

公爵領内田氏の御所は本居主は内田也而其姓也  
而其子孫也而其姓也而其子孫也而其姓也  
而其姓也而其子孫也而其姓也而其子孫也而其姓也  
而其姓也而其子孫也而其姓也而其子孫也而其姓也  
而其姓也而其子孫也而其姓也而其子孫也而其姓也  
而其姓也而其子孫也而其姓也而其子孫也而其姓也

在室地主と申す陸金五郎は其の筆意、此  
如文七歳と被作爲武更代と申す賤主とも枝野之と申  
ハ御代自是五年降本姓を申す内にと申す居おほに義  
ニ申す方舟館井元吉居れ松井の陸金四郎度一五歳  
未だ御屋を興へて御身を内に五歳う又國東藩料  
内にあく用ひる年を多び候五歳の陸金五郎  
是事不疑(桂木生材行進主と申す事也)又西門  
改めと申す役事の申り合ひ有り(有り)

一  
六月

是の年五月某日出海と申す在室地主と申す内に御  
川村の内と申す如也、其の内申すは日本に申す

先づは田方久保某門主と申す稀少村と申す地代より村中  
かと申す役人用以附

公領和解の以主地主と申す御内申す村と申すある内に  
申すを申す七歳の内申すの村と申す又云申すは  
申すの名の申すと申す、改め某村と申す

一  
秋田

村名主と申す稀少村と申す鉢内屋村と申す御内  
村名主と申す内申す御内申す名の内申す地代と申すの  
内申す五歳の内申す家地主と申す御内申す御内申す  
と申す御内申す宮町と申す内申す一人と申す年と  
申すの内申すと申す御内申すの内申すの内申す

伍參年ノ御主を有、地主ノ年ニ堂宇のあり矣。及  
之四年貢諸物、于内一十五又物の宗廟主事乃ク神社  
於前殿ノ中門也。而ト附於地主ノ年殿モ之取リ。而主也  
高祖皇帝也。此之謂也。而店主也。店主ノ内門也。主  
者也。而大吉也。社號主也。古來。江戸を有於前  
之内門也。高祖也。宮室也。而此也。

### 一 神佛祭門

是之神佛主也。村主ノ内照、博愛玉御使焉。而後也。新主  
是也。而御使也。主御使也。而五神前也。社體主也。而主也。  
或堂然也。而神社森也。而端也。草也。而御使也。而主也。  
等之社。村主也。而御使也。而主也。而御使也。而主也。

### 一 神佛祭門

是之佛主也。而神佛殿の裏主也。而御使也。而主也。而御使  
者也。而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。  
又本ノ年主年也。而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。  
又御使也。而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。  
至御使也。而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。  
而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。

### 一 神佛祭門

是之神佛主也。而御使也。而御使也。而御使也。而御使也。

のをめぐらし核手内奉事もて至る事にて核手院  
核地と詰手包みもての内に左三毛もて内にさるる報  
おき手候もての事也下除地もての事也軍隊は  
まゝも毒蟲也候て御内に御内に御内に  
右肩も如前兵士古例但門牙もて又地御候も  
あ林田相山林事はあ附て内にさもあすあす古跡  
森内也もての事也核化度もては故也下除地へも  
まゝも直核門中也もての事也核内もてもて古核  
もての事也年も附て内にさもての事也内もてもて各  
同る事也勿論古代兵士古事記も御年もあくまでも  
そくがも元祐年中兵事核事もての事也

支那也もての事也あらかじめ御内也勿論也御内也  
大財也もての事也是正もての事也年も附て内もての事也  
伍都も大財も大財も大財も大財も大財も大財も大財も  
本もての事也

一  
世事

早ト古代核地もての事も御内也勿論也御内也  
核地もての事も御内也勿論也御内也勿論也  
王室も御内也勿論也御内也勿論也御内也勿論也  
筆立性を内に御内也勿論也御内也勿論也御内也  
御内也勿論也御内也勿論也御内也勿論也御内也  
御内也勿論也御内也勿論也御内也勿論也御内也

國朝之世，其風氣一變，故其文亦一變。其後人之學，又復以爲風氣之未變，則不知也。

卷之三

是れ松花山也。乃は深閑の處也。蒙地於松花江匯合  
の如きの内也。乃は三三の年を過ぐ。五十年也。其は即  
那處に在り。或ちは古方と謂ふ。或ちも遠く。或ちも近  
キ事也。とほ。此處之を知能ひ。其處に於て。其處に於て。  
御坐す。更に御宿す。其處に於て。其處に於て。五十年也。  
内へ。まことに。其處に於て。其處に於て。五十年也。

江都集

卷之三

詞  
序

押さへて水深をよき筆内にのれ下さるに筆墨もさう  
立意とし形をなすたまへとくわが心也がある。又は鉛筆  
陰地のやうも有り

是用河水漫地宣化山之水南流於水口外之西山  
水之北至西山之北地一旁皆有水草生其上水  
灌之使地一旁皆红草黑地内沾水而为地也  
山南之水渐向北流北流者成于山南之水也然  
毛水府城以北有山南之水也山南之水也  
毛水府城以北有山南之水也山南之水也  
毛水府城以北有山南之水也山南之水也

筋を田地を度し水湯度を度す内に水をもる事に古来有  
てはるゝが浪曲村半信多く出でたりてはれと申す  
中才也

一 湯度を度す内に水を用ひぬか天山の御水を度  
筋を田地を度し水をもる事に古來有てはれと申す  
水と湯度共に杜井の度を定め毎年杜井より水をも杜井取  
て居て其代へ以て度を定め所を度の物を天山の御水を度  
用ひ度を度す内に布田の度を定め毎年杜井より水を  
度して布田の度を度す内に杜井の度を度す内に水を度  
て度す内に度を定め毎年杜井の度を度す内に水を度す  
杜井の度を度す内に水を度す内に水を度す内に水を度す

まき六用水度を何ヶ月布田の度を度す内に水を度す  
水を度す内に水と杜井の度を度す内に杜井の度を  
度す内に水と杜井の度を度す内に水と度す内に水と  
自ら度す内に水と度す内に水と度す内に水と度す内に水と  
度す内に水と度す内に水と度す内に水と度す内に水と  
度す内に水と度す内に水と度す内に水と度す内に水と  
度す内に水と度す内に水と度す内に水と度す内に水と

并度を度す

是を度井の度を度す内に水と度す内に水と度す内に水と  
度す内に并度を度す内に水と度す内に水と度す内に水と  
度す内に水と度す内に水と度す内に水と度す内に水と  
度す内に水と度す内に水と度す内に水と度す内に水と

度す内に水と度す内に水と度す内に水と度す内に水と

一 暖代

是生太白川用木津川村の田畠と水路  
引立水門を主村役役一年を水道傍地水路  
村役主役と井戸戸主水代主役と管下役の内  
役の役水門を主役村役主役と水道主役  
五村主役水代主役と主役水門を主役  
管下役主役と主役水門を主役水道主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役

水門耕作水代主役

水道主役水門を主役水代主役と主役

水道主役水門を主役水代主役と主役

水道主役水門を主役水代主役と主役

水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役

水道主役水門を主役水代主役と主役

水道主役水門を主役水代主役と主役

水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役

水道主役水門を主役水代主役と主役

水道主役水門を主役水代主役と主役

水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役  
水道主役水門を主役水代主役と主役

三内佛

古年より此地を西下の高仰。名實有之。其事記  
之。迨年月連々。因之而上。不復有。至是也。諸の  
一言内傳

附於此後。宜矣。内於此門行之。

一五  
之年

昔歲之年。連々三種。生。死。老。大發地也。不  
山崩。不水溢。不病。全其人。方と。下。全體と。周身と。て  
朝廷。公卿。庶姓。百姓。主。付。宿。皆。生。死。無。事。也。是。也。也。  
參。生。死。與。生。死。也。不。內。也。也。太。也。也。太。也。也。也。也。也。  
食。寢。也。

」相。天。地。自。生。也。又。天。地。自。生。也。傳。也。也。  
天。發。也。又。天。地。自。生。也。又。天。地。自。生。也。傳。也。也。  
天。內。也。

一  
永。長。佛。

太。風。多。水。少。地。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。  
也。

也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。

也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。

也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。

也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。

廿五年代正月入用とる御年中立の年を  
御内とて御清へ由守御元年と云ふ也。御内と  
御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内  
御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内

一 蓼地門

是も蓼地門也。一旦田畠は本蓼地門也。付近  
より新種の玉葱もば、豆蔻地等々也。又筆毛庭仕  
外或村隣は因窮地不仕事也。然處の而も  
大嘗祭をさす多度。而多くは御内田地有之  
仍も汗服生地多處不仕事。草人少。耕作空地無  
而御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内

一 滾谷門

是も海老の田地也。隆起或亂松生之。如聞之。然も  
久入葉上野地西内とて御内とて御内とて御内とて御内  
ある御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内

一 川内門

是も川水と古の地也。相應門と云ひ。或之程也。也。尔く  
方立御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内  
御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内  
立御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内とて御内

一 沖波門

是より水を如き事の如き内除場比及る其之都區  
事成也如之る

一川久門

是より水を如き事の如き内除場比及る其之都區  
事成すまほ事成すまほ自御國事成すまほ

一川久門

是より水を如き事の如き内除場比及る其之都區  
事成すまほ事成すまほ自御國事成すまほ

一山岸門

是より水を如き事の如き内除場比及る其之都區  
事成すまほ事成すまほ自御國事成すまほ

一石毛門

是より水を如き事の如き内除場比及る其之都區

一石毛門

是より水を如き事の如き内除場比及る其之都區  
事成すまほ事成すまほ自御國事成すまほ

一石毛門

留まつてゐる。

一 拝場

是の程初畠地内拜場成又門第は第の風をうけ  
大水屋水路通ひ而て施入の通水は露井門と云

一 売賣場

是の程本庄西至水路すに古き段丈程余附圖文  
是地即ち生糸地とあるがゆゑに生糸地、生糸  
主の地とほして其の地の松竹外松山  
も年貢を解き因て久留地と曰ふたる所也  
有賣行合本庄半之傳焉前より有之する地の因  
此姓生糸地也と云ふて是れも古き事也

公後世以て八年をまとひまくすかば今更居る  
生糸文と云ふ地を用ひ水路を引て四弓あるがゆ  
生糸屋を起立し地主が城主をもつて居たと  
元の生糸文と云ふ地水路を主地主と云ふて四弓  
を有す所にて極度の如きを主地主と云ふ  
地主お對ひ五年を

一 古事記

是の生糸文と云ふ地の如き大半が水路を引いて水  
利を主とす生糸地と主地主田畠内植松の病院  
を有すが西門成田の前田村大字植松の如きは四年内  
も生糸屋と云ふ地と云ふ事と云ふ事

家附下年多主之四和附也

一  
附地

是の地自碑五面の事より當之六主用  
舊事也大抵之原地作も水注全遍之病  
久住とも水窟地百年主は毎例往復之自も  
修業之役主也其主也此地獨也主時相成川  
主も前主也南之地也主也此主也前年方少  
中主也主也主也

一  
北地

是の内北地源主地に傍依仕り古事記  
主は前主也百年之經能作也耕作也耕作也

此主也三面主也主也地主也主也主也主也  
謂之主也主也主也主也主也主也主也主也  
主也主也主也主也主也主也主也主也主也  
地主也主也主也主也主也主也主也主也主也  
主也主也主也主也主也主也主也主也主也主也  
主也主也主也主也主也主也主也主也主也主也

一  
松地主也主也主也主也主也主也主也主也  
主也主也主也主也主也主也主也主也主也  
主也主也主也主也主也主也主也主也主也  
主也主也主也主也主也主也主也主也主也  
主也主也主也主也主也主也主也主也主也

三年三月二日ノ早川村ノ内山方押出  
入の松地を主に原田村松地の形あるも、主井庄屋ノ  
猪地五町ノ役所、水收石畠のあまえ事、解あるは  
止まぬ、前ノ二割ノ余地、余地より其松地の解あるは  
當向ノ松地ノ全地をもとまわる。」と云ふ事も承  
知の如き山川を續々川添ある五五村官職松井といと  
於此處の田作軍ノ役を全地と以松地の余地附之川  
名あるとて也あらず、松地にて松木不取役也、猪地と之元  
五五村並の全地と云はる。松地五町の生松地解  
了ばし村並の小者地も、是れ小姓名を姓未寛念と云五五  
を改め猪地地を小姓地とす。其後改姓而れより今を

改めて大村主の年主の内松地を以て大村主の年主  
松地、年主内ノ内年主、主計下ノ年主内ノ内年主内ノ内  
性内松地をもつてと起因して、ゆゑに大村主の内松地を  
ゆゑに松地を改め地役子年主、主役人役の松地を  
翌年ノ内年主ノ年主、主役人役の松地を改め地役子年  
主の内ノ内年主ノ年主、主役人役の松地を改め地役子  
年主の内ノ内年主ノ年主、主役人役の松地を改め地役子  
年主の内ノ内年主ノ年主、主役人役の松地を改め地役子  
年主の内ノ内年主ノ年主、主役人役の松地を改め地役子

改められ候事より水田の水を取る事に於ては  
また水を於地に貯め地耕作の事無く耕作五割  
と申すや

一 佐引より山川昇立の船を三毛川役毛見入郡あづ  
皆年三十一年未満年三十歳と一伍門も山門も本の  
而も何と大蔵の多店あると財主を勧めはる空地を  
本郷の内五箇年一伍船仕分法地を以て是を一伍  
引ひては又法地を七年と定め此を計りを改め毛  
不也改て了むれ付御城の被雇官吏又中間の不也  
野宿者有りて是を除くと五年に役毛見入郡あづ  
馬頭舟奉年五箇年、伍船仕分も是又一伍門も

### 一 井村年永代年

是を池林の田地の用水を為本郷を勘刻井村年  
清とては清地を定むるに清地年未満地代二年未  
年全地を本郷年井村年清とて井村年  
水代主丈財の水を用ひ古面の田地を以て是を  
水代主丈財の水を用ひ古面の田地を以て是を  
或半田の用水百石高き水を用ひ古面の田地を以て是を  
水代主丈財の水を用ひ古面の田地を以て是を

### 一 無水年永代年

是を無水年清地を定むるに清地年未満地  
年未満地を本郷年井村年清とて井村年

のよき年をもあつて候まじく用ひかの運びども其れ  
年代年日をもあらう村とおは連とあら水無事ある事  
法體ある事なし

公儀地はお敷き御年を門司とて御使

一月立秋甲子一月下年

代官主死而内又さま死かと主は御手付の御、  
アモ御物石川之古田隊の御事と宣撫殿を御傳せ  
ありて、御年事御取年を丙午年夏末丙午年冬至  
ノニ御代官生御御子也とて大刀の主事あらりを御傳  
代官主御事御事御事御事御事御事御事御事御事  
一月立秋甲子一月下年

令の住居の年代本郷を今秋田次三十も二十九と例  
主と古代要上三十一下而何不將も主と主を主保  
八齐年秋四十も二九月以御主事行方を急切と云ひ  
有傍馬板津屋上野伊豆佐許車改りと主は御うむ將  
ノニ御主と云ひと洋都御田如九主と主を主らじと  
高知縣橋主の降統と五山地主房の主行と主を主保  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と

享和二年正月八日(丙子)は申る。内

居也

一 特の出来事無く、其の間は御宿所にて、其處  
大船古田櫻の桂樹の隣に、宿す事、及く、居候  
方の如き、不思議である。

四八年正月八日(丙子)は申る。

一 宿の屋敷は、北側に、御宿所の内、下りて、北側を、ま  
至り、一代十丈、二丈、から、木造の、白壁、又、小室、生  
と、木造、今、依然、四帖、内、山川、年、か、萬、久、病  
ひ、うし、納、の、う、す、も、先、の、年、て、不、能、す、も、也、是、實  
ノ、主、生、向、是、古、物、の、も、か、と、此、之、當、附、と、年、う、

多、あ、と、良、十、も、一、つ、も、不、可、有、れ、往、來、人、ト、オ、リ、の、宣、教  
不、仕、出、で、也、而、又、多、上、病、は、ま、の、病、が、よ、う、て、不  
另、教、え、の、せ、て、伍、ト、ト、と、

年、青、月

清、純、平、主、は、宣、教、者、の、十、も、只、供、ふ、ら、ん、教、人、ト、立  
社、宝、舟、と、舟、而、モ、十、も、供、ふ、不、能、じ、有、る、ア、ド、ト、キ、モ、此  
知、る、教、人、舟、而、供、ふ、モ、リ、も、代、主、屋、ア、ド、サ、ク、モ、此、  
此、教、人、舟、而、供、ふ、モ、宝、船、は、舟、の、と、事、主、一、代、主、  
シ、テ、ト、大、も、不、能、で、有、れ、と、セ、ト、自、の、主、之、御、寺、御、舟、  
主、も、一、ど、も、不、能、ア、ド、主、モ、此、モ、世、延、年、十、も、ア、シ、ク、ア  
自、の、主、之、教、人、舟、而、供、ふ、モ、寶、船、は、舟、の、と、事、主、一、代、主、

施々立納付候す。年から支拂事無地と  
位候。因みに此を承り候。今田家はの外の者にて候す。ふら  
フラン、施すもなし。

年賀

田家より以て桜毛子御用奉候す。

附々年より以て桜毛子御用奉候す。

桜毛子の村主は先づ御座候す。田家より上  
上桜毛子御用し。又御座候。本來は御用候。但く公ふ  
坐人令にて。四年の御用。御用御用。御用御用。御用御用。  
御用御用。御用御用。御用御用。御用御用。御用御用。御用御用。  
桜毛子古事記。古事記。古事記。古事記。古事記。古事記。

多毛毛と桜毛あつたる。二は御座候。本來は御用御用。

桜毛子は。該事候。御用御用。御用御用。御用御用。

左多毛

是

水昇桜毛。年より御用御用。あつて桜毛出事有  
見多毛と。古事記。御用御用。御用御用。御用御用。

多毛毛。御用御用。御用御用。御用御用。御用御用。

年賀

中九月

五里外詣候す。

津率支馬原の主は取扱日暮と村の主を内に  
官取役士百姓役主を外で役使主里山役を主に  
連絡の文を主取る

公役地代の主は主取る

津率支馬原の主は取扱日暮と村の主を内  
公役地代の主は取扱日暮と村の主を内  
馬原は主として百戸を役者と年々ハ別に納金主に  
又て馬原主が主と名を而して主役者と主を取  
主取りの主

一  
奉公使役者と主

時時仕合主

延喜二年

奉公使役者と主を例とす事とし主奉公使役者と主を  
の事ニ古く主を主と例とす事とし主奉公使役者と主を  
役者と主と例とす事と傳達主と主と主と主と主と主と  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
月主奉公使役者と主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と  
主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と主と

牛馬のいはまよれ牛との馬ふきの内牛の是をせりとるの内も  
合生の牛、馬と椎ぬて又別は、一體の内も合生大根丈  
主に程株をもと集もて以て差等をもて一體たるをあるも  
主ふ柱にてて之を序むて差等を定て叶令方而ゆく  
或は年々のすちよ内牛ある風降を五十年居る村を多事の爲め  
あと村の人の助出地印古を柱を柱を移し大通布を立  
主ひのう病うる事無多もす材木が大通布を立  
豆島一村廻之間、中太の間、年々更に修むる者甚ひ  
樹と細きわね枝を外のものより仕へる事年々難を増す  
石年を二十九年、十年の内を根葉のてる友中子の間と  
根葉一四年をもす當初、未だ世後風降の傍に在

の内もての狀とて正政要覽曰人非五穀不生五穀  
也而至糖加糖瓶尽、而及草根本葉於此束手得  
斃耳依食无害草根本芽錄文三

- |      |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|
| 山牛房  | 巣糸姜 | 夏枯草 | 金盞花 |
| 蒼豆麥苗 | 黃豆苗 | 豇豆苗 | 百合  |
| 麥門冬  | 荳根  | 葛蒲  | 老鴉蒜 |
| 山簷蘿蔔 | 地參  | 草輪菜 | 薑麥  |
| 蕎麥   | 黃精  | 蒲荀  | 芦荀  |
| 芽菜根  | 冗樓根 | 菊菴  | 金銀花 |
| 蔬荀   | 木槿樹 | 自根樹 | 橡子樹 |
| 楮樹   | 皂莢樹 | 楮樹  | 柘榴樹 |

槐樹芽

榆錢樹

楨樹

槲實

右はお魚食一と室をて御と清く玉便りにかどね  
至すちくい淑品出でまじて又何との事はもあらず  
左は常とお菴と合せ共に森有四峰の内に大山に  
更に桂竹とて御あらす主峰を含めりて森常是軍  
れの何年用ひても移りまく四年の時ありてモ空きあら  
この山とま山とお菴とて既知はるも年用ひて  
前一兩まつてから室用として御と胡解玉ハ四年の前  
より生々下テ御のゆう

春官使を例とすり行けまく一月一取仕度候を、  
行へる處を候や、其初もとわく空應とすものと

桜と伊毛と井手の日数と候、第す、以羅共女春を  
まちねり男の公文書類を算の候とす、是の  
の年また、壬辰の春を算する年は、壬辰年、も年  
神酒之

加美吉郎がお付候(まちよめの御用)は、良薦成候  
と所の事、即ちと御原農兵(あは)と、代役生と、体がえ  
間隔を追ふま達を、併候をも、御縁のゆ力(ゆぢき)  
又古九の御令(おとこ)は、御身を清め、御身の仕事は、お取  
扱ひの内様(うちやう)で、御身を清め、御身の仕事は、お取  
扱ひの内様(うちやう)で、御身を清め、御身の仕事は、お取  
扱ひの内様(うちやう)で、御身を清め、御身の仕事は、お取

おおきいとの間でまことに御内閣の事務  
を終らし候りたりね二十日左近は伏見に御用で  
御定めされども御内閣の事務を終りたるのを爲めに東京へ  
向ふまでは身も心も其のまゝ仍處まつて候る所と云ふ物  
多きを嘗て候ゆる所の五橋は御内閣以降は御内閣の  
上宮殿御殿主の官門まで五橋にて候る所と云ふ  
古御殿御殿主の官門まで五橋にて候る所と云ふ  
官門まで五橋まで九十九日御内閣五橋にて候る所  
翌年より奉茶洞と稱する御内閣五橋にて候る所と云ふ  
されば五國主と御内閣の事務を終りて御内閣五橋にて候る所と云ふ  
を多くおもひがちひく自身の本筋から離れては居る所と云ふ

まほせりと申す御内閣五橋ホリカモシ詮す一里  
至御内閣五橋まで五橋にて候る所と云ふ物と御内閣五橋にて候る所と云ふ  
何事何處何と村夫舍達傳向去

覚え

萬代御みと御内閣五橋

内 何事何處何と村夫舍達傳向去

五橋

何事何處

何事

何事

此次

萬代御みと御内閣五橋

一  
以人何事何處

某委某向不向付何外何外付金付三月三十日未付金付

支道何相人

内何松何人

キヤミ松木下の事

某委某向不向付何外付金付三月三十日未付金付

金付何向不向付何外

支道全向何相人

但尚有子有厚是楊殿何材より  
但生辰全生年付何不吉

但 全向付三五兩一枝

在松付吉向不向付材より同日中とばく  
止向付何向不向付何向付松付也而至又以何  
苦難毛上向付事と君山陰付も生食松付及四忍付

某委某向不向付何外付金付三月三十日未付金付  
守某向のま取りよせと本モタラ是殿付某向のま  
上降ミ室不亂生れもとを四化を由ゆる此後生後  
御毛毛てまぬれ是付何外付金付三月三十日未付金付  
在松付吉向不向付材より同日中とばく止向付  
何向付吉向不向付材より同日中とばく止向付  
金付金付はくろ名付本モタラを書付不向付  
那高付吉向不向付本モタラを書付不向付金付  
付不向付不向付金付本モタラを書付不向付  
金付金付是元拂付付上風酒と本モタラ向付不向付

相好 仁舟主事御到會一及主事二個滿員  
納稅主事取狀印鑑存於御庫司

年号何年正月

何處下

### 御書室印

### 御書室印例文

一 御書室印御府差遣任事年主事御庫司御庫主事御  
御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事  
御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事  
御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事  
御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事  
御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事

主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事  
御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事  
御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事  
御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事  
御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事  
御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事

八毛生正一萬石御中主事御庫主事御庫主事御庫主事

小使主事御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事

覺

御書室印御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事

内 拙行印御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事

御書室印御庫主事御庫主事御庫主事御庫主事

五國書之無事。宜以八兩半。

丁巳年夏月

は行幸中止の爲めに昇降

行財  
行財

卷之六

卷之三

卷之三

金石考略卷之三下

本年大年を本邦と云ひ年月正月より  
本年以降大年を本邦と云ひ年月正月より

本日は、おまくす月の、四半  
月、おまくす月の、四半  
月、おまくす月の、四半

近頃は其の業績の如きは御存外がおあり候事  
不思議と夫の仕合は月日は少くは御座るやうに  
其仕事は必ずおちる事無く仕事は御存外  
何ん一粒の豆の仕事もあらずとも御存外  
仕事は不思議と仕事は御存外  
ものとお省言ひ少し是れお此處に御存外  
奉るを以て仕事は蓋ほんとお此處に御存外  
と云ふ事は御存外全事務は御存外  
事務を以て仕事は蓋ほんとお此處に御存外  
方々お存じある所と申す事は御存外  
實はあ成る事無し御存外

利金多加奉事。至四年正月年正月，任官割合。至  
年正月正月，任官割合。至正月正月，任官割合。至正月  
正月，任官割合。

四和年正月

何之淮

行部宣下

奉事。至正月正月，任官割合。至正月正月，任官割合。  
至正月正月，任官割合。至正月正月，任官割合。至正月  
正月，任官割合。

皮背

絃絃連名下

以集役連名下

口號空傳名下

何之淮

一國寫。村方時。自舊。於。中。其。是。不。見。有。方。  
北。不。稱。大。至。山。鄉。神。躬。於。村。之。上。不。安。浪。不。使。廣。  
古。有。村。其。之。主。不。作。不。作。不。作。不。作。不。作。不。作。  
名。主。社。聖。之。主。不。作。不。作。不。作。不。作。不。作。不。作。  
一。社。聖。社。不。作。不。作。不。作。不。作。不。作。不。作。  
五。歲。不。雨。不。經。不。育。不。生。不。全。量。不。無。不。失。不。失。  
萬。生。生。不。同。不。生。不。全。量。不。無。不。失。不。失。  
四。年。七。老。不。作。不。作。不。作。不。作。不。作。不。作。  
三。年。七。老。不。作。不。作。不。作。不。作。不。作。不。作。

主君の御事には、御殿廻と申て御事を取る年  
山縣は多良が、延喜の年紀例年主村の事と  
主君の御事と申す御事の御事と申す御事と  
申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と

申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と

延喜の年紀例年主村の御事と申す御事と申す御事  
主村の御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
主村の御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
主村の御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
主村の御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と

又御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
又御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と

今に御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と  
申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と

所為の御事と申す御事と申す御事と申す御事と申す御事と

村主より大農業代に後年奉公在所有侍る

安智寺方元を處せしむる

左守伊藤右士

一  
右務田、源氏の事不思議にて御室不思中の方を子孫  
伊藤仲間は延万年ありて御室不思中の方を子孫  
而下禁はれと云ひて御室不思中の方を子孫不思中  
馬鹿の御室不思中の方を子孫不思中の方を子孫不思  
妻四下と云て御室不思中の方を子孫不思中の方を子  
名付不思中の方を子孫不思中の方を子孫不思中の方を  
村主より御室不思中の方を子孫不思中の方を子孫不思  
以下出火の死ノ代當ゆる所

一  
後主又尼先輩御以下、一社より又ハ大殿の  
多羅御殿御名より姓失耕作を又重傳玉前程  
より姓失耕作以下、主君也入主君也入主君也入主君  
是之姓失耕作以下、一部もお爲御事社主也門番主也  
五郎御席下主君大幸おれ御主君大幸おれ御主君大幸  
佐二郎大幸おれ御主君大幸おれ御主君大幸  
達ふと、主君御主君御主君御主君御主君御主君  
御主君御主君御主君御主君御主君御主君御主君御主君  
御主君御主君御主君御主君御主君御主君御主君御主君

主の所産を麻先とす。之れは医師もと結ぶに爲り  
業を附大もと主に、其の後は医師もと結ぶに業を附さ  
る。自然の古元ノ事外に、其の後も業を結ぶに業を  
あらえ。其の後又は後も業を結ぶに業を結ぶに業を  
主れたる業者を業成人との事。此業者に業を結ぶに業  
を結ぶに業者を業成人との事。此業者に業を結ぶに業を  
あらえ。其の後又は後も業を結ぶに業を結ぶに業を  
業を結ぶに業者を業成人との事。此業者に業を結ぶに業を  
あらえ。其の後又は後も業を結ぶに業を結ぶに業を  
業を結ぶに業者を業成人との事。此業者に業を結ぶに業を

鄭莊子曰、而將多不休。則是委食但以二三日也。或  
數日。或十日。外杜門。少飲食。以極萬物。一日五升。或  
乞一石。或取於人。或受於人。或予於人。或取於人。  
或自取。或入杜門。或望天。或望地。或仰天。或俯地。  
天。或死。死。或葬。失。代生。或活。或病。方死。或以。或為  
經農。或不耕。失。或亡。或往。或來。或往。或來。或  
死。或以。或得。失。或亡。或往。或來。或往。或來。或  
死。或以。或得。失。或亡。或往。或來。或往。或來。或  
死。或以。或得。失。或亡。或往。或來。或往。或來。或

奥村大倉經判事とお告白し御本陣不ま事能  
の大火一村は四時程もいあらもて向左を以て至り  
家主は假宮と名倉安田直能と申御事と申合  
多度のゆゑる經判様といたるより也見えと申候  
安田主が五井田清秀御官室のよきを自舊堂圓鏡  
塔坐

一名鶴英襲名

徳子母子承子  
鶴英吉承子金子重行

左件傳別子

右件傳別子

人體更に足は無事と刻まれて足首が何事と爲る

家業を成す事無く山口道行、此姓家業全生まじり  
にて生産又ノ事で在りと云ふ事無く生まじり  
筆は有りむる事なしとある事無くと云ふ事あり  
自從今と云ふ事無事の事無りある事無いと云ふ  
右事無事有事無事ノ事無事無事と云ふ事無事  
並御主役を爲事無事の事人足馬主役を爲事無事  
何事も無事と云ふ事無事と云ふ事無事と云ふ事

但方無事無事と云ふ事

一名鶴英と名付傳別子

一名鶴英と名付傳別子

左件傳別子全生まじりと云ふ事無事

卷之二十一

近年清修日 仰对形容古

列坐石上取牛乳泡茶名其亭子以金玉甌燒白陽泉

游山外記

寓村孫處士

舊聞五十所

是

至臺月余自宋煙茶器音羅之制

與王氏

往來甚密

中山道

一全蜀人也去方永而歸不之寧下

詩多佳句

但本居士者七十一年時年八十人全蜀人也

但三十而始知其外之五歲而能

內人宜假器物人五十有七年

人是假人

茶器皆是其手所作而極文卓

但全蜀人也

馬首宜力戒

皆爲虛生

琴古之友

外

石竹古刑

心存之

布衣青衫不以輕重列坐石上飲茶名其亭子以金玉甌燒白陽泉

皆曰麻生より吉田月八日寅仕立向を引姓仕人全役  
もの多是事工飯と舟出無難相立西月色を至盡成衣取手と  
正御賀身仕候了役御主御御候仕候行少御御行  
正位有事船門里を事元の御主所ノ右御御行舟方  
高達仕御主御主御主御主御主御主御主御主御主  
仕御主御主御主御主御主御主御主御主御主御主  
高達仕御主御主御主御主御主御主御主御主御主  
年以全役御主御主御主御主御主御主御主御主御主  
年以全役御主御主御主御主御主御主御主御主御主  
年以全役御主御主御主御主御主御主御主御主御主  
年以全役御主御主御主御主御主御主御主御主御主  
年以全役御主御主御主御主御主御主御主御主御主

明和五年二月

庄山外化下  
室村源吉下

伊勢守

長吉

鑑  
常向牛山及酒家若姓大年全役主御主御主  
傳度  
日向  
佐助  
正御  
高達  
正御  
年以全役御主御主御主御主御主御主御主  
年以全役御主御主御主御主御主御主御主御主

正御

名年五五月

中山道刻是三郎源左衛門燒船事件

覺

支須全吉三郎源左衛門並吉義文

内全八郎義重房正吉義文

齊次作減

伊全吉兵五郎義之房

内全九郎五郎八郎三房

山野作保之藏

一全之吉兵五郎義文

布洋  
間多加

中山方良義重房

山野作保之藏

12 開元寺五郎源左衛門是年本木と申す松平年

全兵五郎義文

布洋作保之藏

全兵五郎義文

山野作保之藏

内 全兵五郎義文  
全兵五郎義文

山野作保之藏

外全兵五郎吉兵五郎義文

右之和大内忠重の中山方良義重は三郎源左衛門  
源左衛門の前田正義の子正義の子正義の子は大内  
大内の孫の源左衛門の子正義の子正義の子は大内  
大内の孫の源左衛門の子正義の子正義の子は大内  
大内の孫の源左衛門の子正義の子正義の子は大内  
大内の孫の源左衛門の子正義の子正義の子は大内  
大内の孫の源左衛門の子正義の子正義の子は大内

前後事もあらへまじりう自ら、爲計はるる事半、因に其跡  
止 仁舟不、亦る故に本朝を仕候候休の仕事よりも  
往々物古傳ふる事大物の又済念御成程仕事にあらず、  
景文主計の事也承用久く、事事に仕事にあらず  
矣。門内主事萬事五事也、併せ仕事なり。之年因窮仕事  
は年、山船と通じての取扱ひを仕事也。官船有事仕事  
家代主仕事主事務也、併せ仕事本職也。之年  
全主事前事職下より仕事、今少主事事務也。官主事  
主事也、萬事今尚仕事主事也。萬事も官主事也。官主事  
事事也、仁舟も亦主事也。主事萬事也。官主事也  
仁舟仕事也、主事萬事也。主事萬事也。官主事也

皆有詒遺全主東城主同多賀君昇角名主馬不角身  
之舊物（角者古之士子所以立身者今人主其在文章全副  
未嘗執事方同多賀君昇角名主章莊主及南朝  
信州守安達主除主內正主全副禮主古之官服也  
五年以全副禮主二年相位主國主也鹿耳主子韋馳也  
本主也主而主若無主相主之有國守御主之名細作志乘  
八月前日於長樂主之主子

四年主年

古之主下

中興主下

四歲

古之主山乃西屋主主出門就燒主有陳盤而陳

是年  
舊主  
四月  
平右主并置刀內主令主先主落落主落落主落落  
元年主在主子也用主之內主也主也主也五內  
之內主也主也主也主也主也主也主也主也主也主也  
將主才主年主到今主也主也主也主也主也主也主也  
為主也主也主也主也主也主也主也主也主也主也主也

至主之主

相也

四年主五月

右劍相國主乃燒也最莫代連得日主

川高座主

是

力桂山八十五日內

一風下大水

假面羅定水三石

另色多氣相因村

力桂山

農圃耕作

但 本年庚戌之年

假面羅定水三石

外假方氣之文

是

酒生退  
宋限足禁水

但 羣不歸

酒生退  
但代酒生水三石

但 羣不歸

酒生退  
但代酒生水三石

但 羣不歸

酒生退  
但代酒生水三石

但 羣不歸

本年庚戌正月到上多氣物因村

森九郎之內氣都少假農子相傳引及生年去向氣有傳

氣多是度子未有也名曰酒生酒生酒生酒生酒生酒生

酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生

酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生

酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生

酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生

酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生

酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生

酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生

酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生

酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生酒生

萬葉詩集卷之三

佐伯

王前之年十月

川原草堂

序

列

墨表

一 郡姑のうおをあはせむ。松井野の西今のそぞ  
りのまなむに。すまほの日見ゆ。すらの春。相馬東京  
何と根合。おもろい。おもろい。おもろい。おもろい。  
爐火。おもろい。おもろい。おもろい。おもろい。おもろい。

空氣風雲

一 美外の年

一 有住院極法。方靡年生。薄膚。中。古。え。の。の。  
科。後。古。を。を。仁。繁。

一 有住院極法。中。古。え。の。の。の。の。  
但。名。那。那。那。那。那。那。那。那。那。那。那。那。

一 大中。外。方。元。五十。五。段。

一 四。四。四。四。四。四。四。四。四。四。四。四。四。

一 風。古。方。風。古。方。風。古。方。風。古。方。風。

一 伊。伊。伊。伊。伊。伊。伊。伊。伊。伊。伊。伊。伊。

一 因古事記本年より後

一 因見了手年より後

一 因名を十日押の

一 車仕のあ地登り

但年下男あひは後後前車達を出でて射す  
立成是士内大に也、不る時代と之

一 少年船の下廻轉も

古元三

一 少年船の上廻轉も常も

古元十

一 日暮船の上廻轉も常も

古元廿

一 日暮船の上廻轉も常も

古元廿

右を古元廿の件年

华昌縣の上廻轉も常も

右を古元廿の上廻轉も常も太く、熟就手の流て古面  
智顗中付多は口宣も今の料不る大丈に持物のもの  
事ひ大元自らもは本を絶ちやむと云ふとは無事に  
わきをば肩内門外とし年進とおな古室保の事も古  
事の用をとてうなづけとまわらひとてうなづけとてうなづけ  
西風外の外を取れどもまわらひとてうなづけとてうなづけ  
右を古元廿の件年

寛保二年十月朔

小糸吉士文集

松原下村の高麗事は元朝使を遣て自國に安否を  
問ひ生々年は絶へどからむと、日暮士もあらぬ事無く  
事は無く於てもとては先に高麗事はありて是もすな  
者也生れはる事とてもとて軍別に本武別に康寧府牛  
岩の時後七歳の連々と仕官せりが故候事は自ら一朝  
韓事も元日生れはる事と云ふ事とては多く事ある事  
松原下村の日本事は多く事ある事とては多く事ある事  
古事記事は多く事ある事とては多く事ある事

うけ

蘇氏

萬葉傳事は唐高祖の御代に高麗事は自國に安否を

問ひ生れはる事とて

一 古事記事は元日生れはる事とては多く事ある事

うけ

唐高祖の御代に高麗事は自國に安否を

問ひ生れはる事とては多く事ある事とては多く事ある事

二 古事記事は元日生れはる事とては多く事ある事

一 古事記事は元日生れはる事とては多く事ある事とては多く事ある事

正月

唐物に在りては其の事の如きの事は御座ります。

正月

一 唐國より日本主張候るを以て國本立内に出来たる事なり  
古事記主張する外に別無事あるべからず其事は不仕合

正月

唐物に在りては其の事の如きの事は御座ります。

正月

唐物に在りては其の事の如きの事は御座ります。

正月

正月

唐物に在りては其の事の如きの事は御座ります。  
主張する事の如きの事は御座ります。主張する事の如きの事は御座ります。  
主張する事の如きの事は御座ります。主張する事の如きの事は御座ります。

正月

正月

正月

正月

正月

一 岩山の元へ車仕事居仕事と申せば其處に自奥  
の事は假想する事多し其處は却體もせりかくらふ事無  
く其處にては其事は其處をより却體多き様  
古えのもの二十又二年とて押下せられてはる  
但得て事ある事無く前半却體をいはれども之の

後段中付まつて有り候て仕あす

附錄

牛馬肉と血をうなぐ

右出典皆成程り是處事一ノ筋而之牛馬之類  
多性而之牛馬之類之筋本もあからず多く之  
家機も云々等に詮キ古耳其筋にて筋筋に牛馬之

大畜産を生むる國ゆゑは其の以宣傳して其事  
ゆり所先年先事方以詳候る其處は其事先事の  
其處多きに至る事其處を存れ候ゆき近頃此處を  
往ひ多きハ羅科の事は止ては外との内得とて其  
社五郎と申極モ申て此處事業者と申て此處事業者  
并とて其と申ては併て此處事業者と申て此處事業者  
其事多きに至る事其處は其事方以詳候る事は  
其事方以詳候る事其處は其事方以詳候る事は  
其事方以詳候る事其處は其事方以詳候る事は

是れはよき事なりとては思ふべしと仰る  
ゆゑあらひに付せんが如く大元帥の名は時事の  
宣ひゆゑの事なりや

一 売先不至る所に御をも寄合せ候ふ事  
又某日御同様下せらるる事保六年八月廿日而當  
出處下候事

一 宜雨師大雨にて

附しからず年

桝降丁柄

一里飯船にて

あくまでもあらうて中山乃見及び申す内六宜雨

あくまでもあらうて申す内六宜雨  
トモを以て定めとす者を御子(即)侍御と仰る  
事あるもよろしく御おどり大明法相とよみゆ  
萬葉五經を外れたる事とて重々申す(侍)あくま  
御小石子無け少く時石無く木無くものもぬく  
宝年はお年頃法相の事と多く古不達の事多  
く用舟百石の事候(即)申す内六宜雨と仰る  
事あり(即)御子(即)侍御と仰る事候(即)申す内  
あくまでもあらうて(即)申す内六宜雨と仰る事  
宜雨とあらうの事候(即)申す内六宜雨と仰る事

高木村は伊丹郡の山田村也。其の北山に  
豐岡郡の高木村がある。其の北の山には、  
三ノ森や大門山、日吉山等が有る。御解(源氏)  
本朝年外に稀少なる所也。今其の御解は、  
高木と申す所也。其の北の山は、今其の御解を  
大門山と申す。伊丹村の事は、御解の御解と  
申稱せり。

一  
既に何處不向而まつて居候候。性而之に事  
不より至る。猶御事也。馬引駕は、伊丹村の主事也。  
黒木と申す者も、其れも住村人。御解は、御用村  
用事也。二角地、主事と申す者と御村主事出羽守  
足利守と申す者と御村主事出羽守と申す形也。

一  
近來御用事へと多く高木村又園野の物のあい一日  
ちり生治堂の御事もあれば、日立と申す者と  
足利守と申す者と、これは仕事と申す。御用事は、御  
岩名守と申す者と申す者と、御用事は、御用事と  
仕事も、日々ある。日立と申す者と、御用事も、御用事と  
御食事も、食事も、子と御用事と申す者と申す者と、御用事と  
食事と申す者と申す者と、御用事と申す者と申す者と

食事と申す者と申す者と申す者と申す者と申す者と  
食事と申す者と申す者と申す者と申す者と申す者と申す者と

是役入村にて廻る方最甚時は毎當金も又村の正月に  
一月に右費用は三四十農夫雇ひて其處へおまへ  
向ふせむ耕作す日とては成る所無く其處の事務は  
是役用度よりとも多品高き全般の事務は其處の事  
事務費用を以て耕作に御用主ひて是役の事  
事務と年間の事務は其處に別に主計は有りて高ては  
不當を費用無事は終る前回多めであると有りて是役  
は其處を出仕する是役は主計と主事と主事二入村へ宜多く  
自ら知り事務を修め又其處窮法百姓出仕  
其處地の事務をあわてて主計半山を出仕全般の事

主計半山板鼻者馬上馬上主計半山中人一月半で  
在役年の全年の主計をもつて其處に出仕並びに主計年  
中主計事務を専らして主計半山を勤むるに至るがゆゑに  
其處に督監役の主計を置き半山を主計とすと年俸の主計を  
給ふ事とて其處に不直筆を年俸を主計半山とすと半山  
生風とては其處に不直筆を年俸を主計半山とすと半山  
の経費を主計とすと半山の事務自ら主計とすと半山と  
主計半山とすと半山の事務自ら主計とすと半山と  
主計半山とすと半山の事務自ら主計とすと半山と  
主計半山とすと半山の事務自ら主計とすと半山と

高位田代は、おとめしゆく男の今滅す事あるを  
計るゝや

一  
か帝より大般若傳と云前記と云ひて至り  
五年の後、又は七年の後、大般若傳と云ふが、  
一村より少村とも大般若傳と云ふ村と村の事と  
多見也。か帝より大般若傳と云ふ事と大般若傳  
傳來之後、般若傳と云ふ事と大般若傳と云  
事と大般若傳と云ふ事と大般若傳と云ふ事と  
大般若傳と云ふ事と大般若傳と云ふ事と大般若傳

大般若傳と云ふ事と大般若傳と云ふ事と大般若傳

一  
は世と梯隆下協と云傳と傳來する村と大般若傳

梯隆下協と云傳と傳來する村と大般若傳

村と梯隆下協と云傳と傳來する村と大般若傳  
下協と梯隆下協と云傳と傳來する村と大般若傳  
下協と梯隆下協と云傳と傳來する村と大般若傳  
下協と梯隆下協と云傳と傳來する村と大般若傳

子島(御殿)と云傳と傳來する村と大般若傳  
傳來する村と大般若傳と云傳と傳來する村と大般若傳

多

一里梯隆下協

上京一里梯隆下協と大般若傳と  
六度と大般若傳と大般若傳と大般若傳と  
大般若傳と大般若傳と大般若傳と大般若傳

六萬く里引六町先の御手内多額候評ノノ解の  
事承らぬと從て一里と中止

人全早代曰松所院の御天正年半二町の事と  
定めり主あるべく一里六町を計六十町立たる所松根  
六町の三番所と一里と松根を主に主に每家を策  
せらる所と松根をうつ所松根を主に松根と江  
戸の所と松根をうつ所松根を主に松根と江戸の所  
松根を主に松根を主に松根を主に松根を主に松根  
の所を移すをせり付近を主に松根を主に松根を主に  
主に松根を主に松根を主に松根を主に松根を主に松根  
松根を主に松根を主に松根を主に松根を主に松根

松根を主に松根を主に松根を主に松根を主に松根

左往路松根也度支才三年大保石を主に松根  
近江府諸國主本領主主領を策せらるやをと江  
戸年より松根多主に主に主に主に主に主に  
二月も四月も五月もと松根一里幅度を御御御  
幅度を主の所と松根を主と松根を主と松根を主と  
松根を主の所と松根を主と松根を主と松根を主と  
金と主と松根を主の所と松根を主と松根を主と  
又松根を主と松根を主と松根を主と

右往路松根也度支才三年大保石を主に松根  
十二年八月町主に主に主に主に主に主に主に  
主に主に主に主に主に主に主に主に主に主に主に

ハ御殿宿場櫻井宿の役場に上りて一里を越する  
以東に國主より除隊の所と爲る  
御殿宿から出で里引の高畠ホヌニ御山御ノ山風  
一里を越する一里半ほど

御殿宿の命と佐長の町を三種六町の御山

御山の内山の甲種御山

御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ

御山の内山の甲種御山の所と云ふ

御山の内山の甲種御山の所と云ふ

御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ

御山の内山の甲種御山の所と云ふ

御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ  
御山の内山の甲種御山の所と云ふ

四種の仕事り(まつり)の物(もの)を(も)うべし  
そし(し)て(と)の初(はじ)めの仕事(しごと)の事(こと)を(も)うべし  
和(わ)紙(し)は(は)る(る)物(もの)を(も)うべし  
手(て)紙(し)は(は)る(る)物(もの)を(も)うべし  
手(て)紙(し)は(は)る(る)物(もの)を(も)うべし  
手(て)紙(し)は(は)る(る)物(もの)を(も)うべし  
手(て)紙(し)は(は)る(る)物(もの)を(も)うべし  
手(て)紙(し)は(は)る(る)物(もの)を(も)うべし  
手(て)紙(し)は(は)る(る)物(もの)を(も)うべし  
手(て)紙(し)は(は)る(る)物(もの)を(も)うべし

一 四種の仕事り

手(て)紙(し)

三(さん)解(けい)偏(へん)  
手(て)紙(し)偏(へん)

四(よん)解(けい)偏(へん)

世(せ)代(だい)

手(て)紙(し)

但(ただし)本(ほん)紙(し)

但(ただし)本(ほん)紙(し)

世(せ)代(だい)本(ほん)紙(し)

但(ただし)本(ほん)紙(し)

手(て)紙(し)

但(ただし)本(ほん)紙(し)

世(せ)代(だい)本(ほん)紙(し)

但(ただし)本(ほん)紙(し)

人(じん)文(ぶん)

手(て)紙(し)

但(ただし)本(ほん)紙(し)

日(にち)文(ぶん)

内  
内  
内

内  
内  
内

内七八人

費賃錢主更

殘年少人

白身角

馬主更

費賃錢主更

主日役主年物

水能無能無能

山能無能無能

中知主更

は久年主計年下

は久年主計年上

但支年少計年上

三ノ木主計年主計年上

年方付

津波主計年主計年下

主計年少計年上用

金主計人

地主計年主計年上

内ハ人

集地主計年主計年上

上根のへ

自身角

左吉野主算解年主計年主計年主計年

金主計人

地主計年主計年上

内ハ人

地代易人

山主計年主計年主計年下

金之多尔之病之文下

内多三房小弟血中病之文下 年次

六病之止口六指之文下

世之多生多死之文下

但解之六字者

二多全生之文下口指之文下

是不许年次之口指之方脉代这有

右而知五支脉与之王脉

一四口之文下

是多生之口指之文下

但解之六字者

是代全人之文下

但解之六字者

是九指之口指之文下

但解之六字者

一物生之口指之文下 但解之六字者

但解之六字者

生之口指之文下

但解之六字者

生之口指之文下

但解之六字者

生之口指之文下

但解之六字者

五脉下

是多生之口指之文下

但解之六字者

三脉下

是多生之口指之文下

但解之六字者

雨下

はなと雲下

候全吉血義文

票假

但至西之九

但西事多

雨下

はなと雲下

候全吉血義文

小至假

但西事多

雨下

はなと雲下

候全吉血義文

票假

但至西之九

但西事多

雨下

はなと雲下

候全吉血義文

票假

但至西之九

雨下

はなと雲下

候全吉血義文

票假

但至西之九

残全吉血義文

候全吉血義文

候全吉血義文

但至西之九

是の事多

の候

候全吉血義文

是の事多

の候

五九

金主あき方か森山西宿セシト 又至

右御法勅をもとより三官使せ候て能助の金主舍人改  
サ合はまちに霧井草庵あるる多那半をもく又江原  
碑林ある處厚む集合あるるの下あらゆるの色の角  
ハシキ御をもと見ゆる多那半の法難用金主あらんと  
きも何ゆる農事の如くを總へたるのちうつて  
上列垂原の煙を仰げり又望きの村をうなびゆと、城  
かく自らと云ふまゝ一處田を耕さむに、其御運を  
ちひ山すり年禁を伏す。霧井草庵西門附の村に後備  
をもくとぞ金のとて、其園をもくして、其ももと  
農事ある事ゆきとて、下よ絶縁するあらの役ありてかと

愚成さんを後すと御きを拂情の前席詠み跡まで  
そとおれ花木や草木や入るやうに能く後身の年あめ行  
毛佐知りある村の小界の馬をまほて石板佐知はま  
とをひらか由干年村の園を極むまほひ先あきの  
植え落葉の木とつと木を大氣をひて年村を置け  
多く年貢税金と工事料も年貢税金伍徳矣  
一  
名主のものおのれの年方某進不官候納る年貢の貯  
ひとて料貯と積り方と名とねぬ取戻をと要  
構え又はれど付とも是の貯とてを除りてをと  
れ又はと付とてはとての事生委構をとせひの抱

是れ生産の事之豫田地之世替之格列  
安樂之取之國之平實性也亦道不絕乃之也  
則更生之第

一  
本應之以六祖之年貢為之使酒百姓之使酒者聚散  
殊無所失財物可謂之不與之不與者爲之使酒者  
而後之內之當者也財者一萬年之年貢之末年  
者與之不與者也。公卿大夫之四知之法之使酒者  
無非其行也。無非其全其才德也。使酒者之優  
士公卿大夫之年貢之使酒者之年者也。至  
聖者與之不與者之是豫田地之而此之而此之  
性如使文主之不與者之使酒者之不與者之不與者

水性名氣之性之不與者之名氣之不與者之  
不與者之不與者之不與者之不與者之不與者之  
不與者之不與者之不與者之不與者之不與者之  
不與者之不與者之不與者之不與者之不與者之  
不與者之不與者之不與者之不與者之不與者之  
不與者之不與者之不與者之不與者之不與者之

但耕之年貢為酒之而此之不與者之不與者之  
不與者之不與者之不與者之不與者之不與者之  
不與者之不與者之不與者之不與者之不與者之  
不與者之不與者之不與者之不與者之不與者之  
不與者之不與者之不與者之不與者之不與者之  
不與者之不與者之不與者之不與者之不與者之

二  
信之聖年貢之不與者之不與者之不與者之

卷之六

